

栃木県における登録免許税非課税証明書の申請手続きについて

1 証明の対象

宗教法人が専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する境内地及び境内建物（収益事業で使用しているものは対象外）。

2 必要書類

申請には以下の書類の提出が必要となります。

<境内建物の場合>	<境内地の場合>
<p>① 証明願（2通）・・・別添様式1</p> <p>② 利用計画書（1通）</p> <p>※申請物件における宗教行事、用途（本堂、教会、壇信徒会館等）</p> <p>③ 規則で定める手続に関する書類</p> <p>ア 責任役員会議事録（写し）</p> <p>イ その他の機関の同意書（写し）</p> <p>ウ 包括宗教団体の承認書（写し）</p> <p>エ 公告証明書及び公告文（写し）</p> <p>※イ～エについては、規則で必要とされている場合のみ。</p> <p>④ 不動産登記事項証明書</p> <p>新築建物の場合は表題登記をしたもの</p> <p>⑤ 権利関係を証する書類（写し）</p> <p>例）寄附証書、売買契約書等、建物請負契約書</p> <p>⑥ 配置図（敷地の現況に建物の配置状況を示したもの）</p> <p>⑦ 平面図（間取りがわかるもの）</p> <p>⑧ 案内図</p> <p>⑨ 建物確認済証、検査済証（写し）</p> <p>※新築建物の場合のみ</p>	<p>① 証明願（2通）・・・別添様式1</p> <p>② 利用計画書（1通）</p> <p>※申請物件における宗教行事、用途（本堂の建つ土地、参道等）</p> <p>※駐車場用地の場合は、以下を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信者等用の無料駐車場であること ・おおよその信者数（檀家の数） ・駐車可能予定台数 <p>③ 規則で定める手続に関する書類</p> <p>ア 責任役員会議事録（写し）</p> <p>イ その他の機関の同意書（写し）</p> <p>ウ 包括宗教団体の承認書（写し）</p> <p>エ 公告証明書及び公告文（写し）</p> <p>※イ～エについては、規則で必要とされている場合のみ。</p> <p>④ 不動産登記事項証明書</p> <p>⑤ 権利関係を証する書類（写し）</p> <p>例）寄附証書、売買契約書等</p> <p>⑥ 公図（写し）</p> <p>⑦ 案内図</p> <p>⑧ 農地転用許可書（写し）</p> <p>※農地の場合</p>

<p>⑩ 法人登記事項証明書、規則（写し） ※県外法人の場合</p> <p>⑪ 参考資料</p> <p>⑫ その他事実関係を確認するために知事が提出を求める書類</p> <p>⑬ 栃木県収入証紙 420円</p>	<p>⑨ 法人登記事項証明書、規則（写し） ※県外法人の場合</p> <p>⑩ 参考資料</p> <p>⑪ その他事実関係を確認するために知事が提出を求める書類</p> <p>※駐車場用地の場合は次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地と礼拝施設（本殿、本堂、教会等）との位置関係が分かる地図又は図面 ・申請地の写真 <p>⑫ 栃木県収入証紙 420円</p>
--	--

※③エの公告期間は、規則で定められた期間に2日間加えた期間とすること。

例) 規則で公告期間が10日間と定められていて、4月1日から公告を開始する場合、公告期間は4月1日～4月12日とする。

3 手数料

証明する不動産数にかかわらず、証明書1通につき420円（栃木県収入証紙で納入）。県庁生協のほか、ファミリーマートやローソンの一部店舗で購入可。

4 書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県庁文書学事課 宗教法人担当

(問い合わせ先) 028-623-2056

5 現地調査

証明書の審査に当たり、職員が現地に伺い、当該申請物件の事実確認を行います。後日、日程調整の御連絡をいたします。